

指導検査基準（指定介護予防短期入所生活介護事業） ユニット型、空床利用及び併設事業所を除く。

事項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第1 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定介護予防サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p>	<p>法第115条の3 都条例112第128条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概況説明</li> <li>・ 定款、寄附行為等</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ パンフレット等</li> </ul>
第2 人員に関する基準	<p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>医師 1人以上</p> <p>生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>栄養士 1人以上</p> <p>ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。</p>	<p>都条例112第129条第1項 都規則142第27条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員名簿(職種や常勤・非常勤等がわかるもの)</li> <li>・ 職員の勤務状況がわかる書類(勤務スケジュール表、出勤簿、タイムカード等)</li> <li>・ 雇用契約書</li> <li>・ 職種の資格証明書</li> <li>・ 職員の履歴書</li> <li>・ 利用者数が分かる書類(利用者名簿、業務日誌等)</li> </ul>

	<p>機能訓練指導員 1人以上 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数</p> <p>(2) (1)の利用者数は、前年度の平均値により算定しているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。</p> <p>(3) (1)の生活相談員、(1)の介護職員、看護職員のそれぞれのうち1人は常勤となっているか。 生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第5条第2項に定める生活相談員に準じているか。</p> <p>(4) (1)の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、以下の資格を有する者となっているか。 ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。 なお、機能訓練指導員は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師</p>	<p>都規則142第27条第3項</p> <p>都規則142第27条第5項</p> <p>都規則142第27条第6項</p> <p>都規則142第27条第7項</p>	
--	---	---	--

第3 設備に関する基準	<p>なお、指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第121条第1項、第3項、第5項及び第6項に規定する基準を満たすことをもって、(1)～(4)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>2 管理者 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	都条例112第129条第2項		
	<p>1 利用定員等 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第123条第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、上記の利用定員に関する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>2 設備に関する基準 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっているか。</p> <p>ただし、利用者の日常生活に充てられる場所（居室、静養</p>	都条例112第130条		
		<p>施行要領第四の一準用(第三の八の1の(5))</p>		
		<p>都条例112第131条 都規則142第28条第1項</p>		・定員数が分かるもの (運営規程、利用者名簿等)
	<p>都条例112第132条第1項</p>		・事業所の構造設備が分かる平面図等、建物の構造が耐火構造かどうか分かる書類 (建物の登記簿、賃貸借契約書等)	
	<p>都規則142第29条</p>		・指定申請書・変更届の控え	

	<p>室、食堂、浴室及び機能訓練室)を二階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、都知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の～のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されている( )と認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認められるときは、次の点を考慮して判断しているか。</p> <p>居宅規則第35条第2項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。</p> <p>日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。</p> <p>管理者及び防火管理者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の</p>	<p>第1項</p> <p>都条例112第132条 第2項 都規則142第29条 第2項</p> <p>施行要領第四の一 準用(第三の八の2 の(4))</p>	
--	--	--	--

	<p>取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に務めること。</p> <p>定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該介護予防短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる～の設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えているか。また、それぞれの基準を満たしているか。</p> <p>居室</p> <p>イ 1つの居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>ロ 利用者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。</p> <p>八 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>食堂及び機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、「3㎡×利用定員」以上とすること。</p> <p>ロ イに関わらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際や機能訓練を行う際に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>浴室</p> <p>要支援者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>便所</p> <p>便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮しているか。</p> <p>洗面設備</p> <p>要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>医務室</p> <p>静養室</p> <p>面談室</p>	<p>都条例112第132条第3項</p> <p>都規則142第29条第5項</p> <p>施行要領第四の一準用(第三の八の2の(6))</p>	<p>・設備・備品の台帳、レンタル契約書、居室の定員数が分かるもの（運営規程、利用者名簿等）</p> <p>・事業所の構造設備が分かる平面図等、指定申請書・変更届（写）</p>
--	---	--	--

	<p>介護職員室 看護職員室 調理室</p> <p>調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるものとする。</p> <p>洗濯室又は洗濯場</p> <p>汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものである。</p> <p>また、焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。</p> <p>介護材料室</p> <p>ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、利用者の処遇に支障がない場合は、</p> <p>居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室、看護職員室を除く設備は、設けないことができる。</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の上記(3)以外の構造設備は次の基準を満たしているか。</p> <p>廊下の幅は、1.5m以上とすること。指定介護予防短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められているか。ただし、中廊下(廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。)の幅は、1.8m以上とすること。</p> <p>廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p>	<p>都条例112第132条第3項</p> <p>都条例112第132条第4項</p> <p>施行要領第四の一準用(第三の八の2の(7))</p> <p>施行要領第四の一準用(第三の八の2の(8))</p>	<p>・事業所の構造設備が分かる平面図等</p> <p>・指定申請書・変更届(写)</p>
--	---	---	---

	<p>居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。指定介護予防短期入所生活介護事業所に設置する傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定短期入所生活介護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第124条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、(4)の から までの基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 管理者の責務</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業員の管理及び、指定介護予防短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業員に、この基準の「第4 運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>2 運営規程</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針  従業員の職種、員数及び職務の内容  利用定員(指定介護予防短期入所生活介護事業者が特別養護</p>	<p>都条例112第132条第5項</p> <p>都条例112第142条準用（第51条第1項）</p> <p>都条例112第142条準用（第51条第2項）</p> <p>都条例112第133条</p> <p>都規則142第30条</p>	<p>・組織図、組織規程</p> <p>・運営規程、職務分担表、業務報告書、業務日誌等</p> <p>・運営規程</p> <p>・指定申請書及び変更届（写）</p>
--	--	--	--

	<p>老人ホームである場合を除く。) )</p> <p>利用定員は、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室のベット数と同数としているか。</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>「指定介護予防短期入所生活介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指しているか。</p> <p>通常送迎の実施地域</p> <p>通常送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されているか。なお、通常送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではない。</p> <p>サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>利用者が指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)となっているか。</p> <p>緊急時等における対応方法</p> <p>非常災害対策</p> <p>その他運営に関する重要事項</p> <p>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めているか。</p> <p>3 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護予防短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関</p>	<p>施行要領第四の一準用(第三の八の3の(1))の</p> <p>施行要領第四の一準用(第三の八の3の(1))の</p> <p>施行要領第四の一準用(第三の八の3の(1))の</p> <p>施行要領第四の一準用(第三の八の3の(1))の</p> <p>施行要領第四の一準用(第三の八の3の(1))の</p> <p>施行要領第四の一準用(第三の八の3の(1))の</p> <p>都条例112第142条準用(第101条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則</li> <li>・勤務表(職種や勤務形態が分かるもので、原則として月ごとのもの)</li> <li>・雇用契約書</li> <li>・資格証明書</li> </ul>
--	--	--	---



	<p>係、機能訓練指導員との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所生活介護を提供しているか。</p> <p>ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務（調理、洗濯等）については、この限りでない。</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>4 対象者等</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p> <p>5 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) サービスの内容及び利用期間等についての同意については、</p>	<p>都条例112第142条 準用（第101条第2 項）</p> <p>都条例112第142条 準用（第101条第3 項）</p> <p>都条例112第134条 第1項</p> <p>都条例112第134条 第2項</p> <p>都条例112第135条</p> <p>施行要領第四の一</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供の記録</li> <li>・ 業務日誌等</li> <li>・ 業務委託契約書</li>   <li>・ 研修受講修了証明書</li> <li>・ 職場内研修等の実施記録</li>   <li>・ 利用者の心身等の状況の記録</li>   <li>・ 運営規程、説明文書 （重要事項説明書、契約書、パンフレット等）</li> <li>・ 利用申込書</li> <li>・ 利用者の同意に関する文書</li> </ul>
--	--	--	--

	<p>「書面」によって確認しているか。</p> <p>6 提供拒否の禁止 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>7 サービス提供困難時の対応 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>8 受給資格等の確認 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。 (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するよう努めているか。</p> <p>9 要支援認定の申請に係る援助 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新</p>	<p>準用(第三の八の3の(3))</p> <p>都条例112第142条準用(第13条)</p> <p>都条例112第142条準用(第14条)</p> <p>都条例112第142条準用(第15条第1項)</p> <p>都条例112第142条準用(第15条第2項)</p> <p>都条例112第142条準用(第16条第1項)</p> <p>都条例112第142条準用(第16条第2項)</p>	<p>・利用申込受付簿等、要支援度の分布がわかる資料、利用者名簿、運営規程</p> <p>・サービス提供依頼書</p> <p>・サービス提供票</p> <p>・利用者に関する記録(被保険者証の写)</p> <p>・サービス提供票</p> <p>・利用者に関する記録</p> <p>・利用者に関する記録</p>
--	---	---	--

	<p>の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>10 心身の状況等の把握 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>11 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を区市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。</p> <p>12 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生活介護を提供しているか。</p> <p>13 サービスの提供の記録 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所生活介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書</p>	<p>都条例112第142条 準用（第17条）</p> <p>都条例112第142条 準用（第19条）</p> <p>都条例112第142条 準用（第20条）</p> <p>都条例112第142条 準用（第23条第1項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に関する記録、サービス担当者会議の要点、サービス担当者に対する照会(依頼)内容等が分かる書類</li> <li>・利用者の届出書</li> <li>・介護予防サービス計画書</li> <li>・介護予防サービス計画書</li> <li>・介護予防介護予防短期入所生活介護計画書</li> <li>・サービス提供票・別表</li> <li>・サービス提供の記録</li> <li>・介護予防サービス計画書</li> <li>・サービス提供の記録</li> <li>・業務日誌等</li> </ul>
--	---	--	---

	<p>面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p> <p>14 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支払を利用者から受けることができる次に掲げる費用の額以外の額を受けていないか。</p> <p>    食事の提供に要する費用</p> <p>    滞在に要する費用</p> <p>    厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>    厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>    送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>    理美容代</p> <p>    ～ に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介</p>	<p>都条例112第142条 準用（第23条第2 項）</p> <p>都条例112第136条 第1項</p> <p>都条例112第136条 第2項</p> <p>都条例112第136条 第3項 都規則142第31条 第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供票・別表</li> <li>・ 領収書控、請求書控</li> <li>・ 給付明細書</li> <li>・ 運営規程（利用料その他の費用等）</li> <li>・ 重要事項説明書</li> <li>・ 領収証控、請求書控</li> <li>・ 給付明細書</li> <li>・ 運営規程（利用料その他の費用等）</li> <li>・ 重要事項説明書</li> <li>・ 領収証控、請求書控</li> <li>・ 給付明細書</li> <li>・ 送迎記録</li> </ul>
--	--	---	--

	<p>護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) ~ に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによっているか。</p> <p>(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 また、(3)の ~ に掲げる費用については、文書により同意を得ているか。</p> <p>(6) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、施行規則第 65 条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(7) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防短期入所生活介護について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、第 53 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防短期入所生活介護に要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>15 保険給付の請求のための証明書の交付 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサ</p>	<p>都条例112第136条第4項</p> <p>平24規則142第31条第2項</p> <p>法第41条第8項・第53条第7項</p> <p>施行規則第65条・第85条</p> <p>都条例112第142条準用(第25条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書</li> <li>・その他説明文書</li> <li>・利用者の同意に関する書類</li>   <li>・領収書控え</li>   <li>・領収書控え</li>   <li>・サービス提供証明書(控) (介護給付明細書代用可)</li> </ul>
--	--	--	---

	<p>ービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>16 身体的拘束等の禁止  (1)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。  (2)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>17 利用者に関する区市町村への通知  指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が、次の のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。  正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。  偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>18 緊急時等の対応  介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  また、協力医療機関については、次の点に留意しているか。  協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、指定介護予防短期入所生活介護事業所から近距離にあることが望ましいものであること。  緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機</p>	<p>都条例112第137条第1項</p> <p>都条例112第137条第2項</p> <p>都条例112第142条準用（第27条）</p> <p>都条例112第138条</p> <p>施行要領第四の一準用(第三の八の3の(13))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身野状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</li> <li>・区市町村に送付した通知に係る記録</li> <li>・運営規程</li> <li>・利用者に関する記録</li> <li>・サービス提供の記録</li> <li>・業務日誌等</li> <li>・協力医療機関との取り決めに関する書類</li> </ul>
--	---	--	--

	<p>関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p> <p>19 定員の遵守  指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならないが、行っていないか。  ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>20 地域等との連携  指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を等の地域との交流に努めるほか、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>21 非常災害対策  指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  また、(1)昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件( )を満たす建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行うための準備を進めているか。  *一定要件  階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2及び延床面積1,500㎡以上の保育所  (2)昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物(既存耐震不適合建築物)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p>	<p>都条例112第139条  都規則142第32条</p> <p>都条例112第140条</p> <p>都条例112第142条  準用(第105条)</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号  建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条  建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号  建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の名簿</li> <li>・ 利用契約書</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 介護予防短期入所生活介護計画</li> <li>・ サービス提供の記録</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務日誌等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防計画又はこれに準ずる計画</li> <li>・ 通報連携体制に関する書類</li> <li>・ 訓練記録</li> </ul>
--	---	--	---

	<p>22 衛生管理等  (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。  (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めているか。</p> <p>23 掲示  指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>24 秘密保持等  (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。  (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>25 広告  指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになってはいないか。</p> <p>26 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止  指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者による</p>	<p>都条例112第142条  準用（第104条第1項）  都条例112第142条  準用（第104条第2項）    都条例112第142条  準用（第30条）    都条例112第142条  準用（第31条第1項）  都条例112第142条  準用（第31条第2項）  都条例112第142条  準用（第31条第3項）    都条例112第142条  準用（第32条）    都条例112第142条  準用（第33条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衛生マニュアル等</li> <li>・ 衛生管理等に関する研修記録</li>   <li>・ 重要事項に関する掲示物</li>   <li>・ 秘密保持に関する雇用時の誓約書等</li>   <li>・ 利用者及び家族の同意書</li>   <li>・ パンフレット</li> <li>・ ポスター等</li> <li>・ 広告</li> </ul>
--	---	--	--



	<p>サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>27 苦情処理</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を区市町村に報告しているか。</p> <p>(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p>28 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予</p>	<p>都条例112第142条 準用（第34条第1項）</p> <p>都条例112第142条 準用（第34条第2項）</p> <p>都条例112第142条 準用（第34条第3項）</p> <p>都条例112第142条 準用（第34条第4項）</p> <p>都条例112第142条 準用（第36条第1項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 掲示物</li> <li>・ 指定申請書・変更届（写）</li> <li>・ 苦情に関する記録</li> <li>・ 指導等に関する記録</li> <li>・ 関係書類（苦情処理等、改善状況報告等）</li> <li>・ 指導・助言及びその改善等に関する記録</li> <li>・ 関係書類（苦情処理等、改善状況報告等）</li> <li>・ 連絡マニュアル類</li> <li>・ 事故記録等</li> </ul>
--	---	--	---

<p>第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>29 会計の区分</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところ（「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号）」及び「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）」）により、適切に行われているか。</p> <p>30 記録の整備</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>「第4 運営に関する基準」の10に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>「第4 運営に関する基準」の13(2)に規定する身体的拘束等</p>	<p>都条例112第142条準用（第36条第2項）</p> <p>都条例112第142条準用（第37条）</p> <p>都条例112第141条第1項</p> <p>都条例112第141条第2項</p>	<p>・会計関係書類</p> <p>・職員名簿、設備備品台帳、会計関係書類、その他各種保存書類</p> <p>・介護予防介護予防短期入所生活介護計画書</p> <p>・サービス提供の記録</p> <p>・身体拘束等に関する記録</p>
-----------------------------------	--	--	---

	<p>の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  「第4 運営に関する基準」の14に規定する区市町村への通知に係る記録  「第4 運営に関する基準」の27(2)に規定する苦情の内容等の記録  「第4 運営に関する基準」の28(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>1 指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針  (1)指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。  (2)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行なうとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。  (3)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスの提供に当たっているか。  (4)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。  (5)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。  (6)サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を</p>	<p>都条例112第143条第1項  都条例112第143条第2項  都条例112第143条第3項  都条例112第143条第4項  都条例112第143条第5項  施行要領第四の三の8の(1)の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区市町村への通知に係る記録</li> <li>・ 苦情等に関する記録</li> <li>・ 事故に関する記録</li> <li>・ 介護予防サービス計画書</li> <li>・ 介護予防介護予防短期入所生活介護計画書</li> <li>・ サービス提供記録</li> <li>・ サービス担当者会議の要点等</li> </ul>
--	---	--	---

	<p>引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮しているか。</p> <p>(7)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、二年間保存しているか。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針</p> <p>指定介護予防短期入所生活介護の方針は、「第1 基本方針」及び「第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の1の基本取扱方針に基づき、次に掲げるところにより取り組んでいるか。</p> <p>(1)指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。</p> <p>(2)指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上（概ね4日以上連続して利用する場合を指す。）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、（1）の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成しているか。</p> <p>なお、介護予防短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせている</p>	<p>施行要領第四の二の4準用(第三の八の3の(5))</p> <p>都条例112第144条第1項第1号</p> <p>都条例112第144条第1項第2号</p> <p>施行要領第四の三の8の(2)の</p>	<p>・介護予防介護予防短期入所生活介護計画書</p> <p>・利用者に関する記録</p> <p>・サービス担当者会議の要点等</p> <p>・介護予防サービス計画書</p> <p>・介護予防介護予防短期入所生活介護計画書</p>
--	---	--	---

	<p>か。</p> <p>(3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>なお、介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>また、介護予防短期入所生活介護計画の実施状況や評価についても説明をしているか。</p> <p>(5) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付し、二年間保存しているか。</p> <p>(6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行なっているか。</p> <p>(7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>3 介護</p> <p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。介護サービスの提供に当たっては、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持、向上が図られるよ</p>	<p>都条例112第144条第1項第3号</p> <p>施行要領第四の三の8の(2)の</p> <p>都条例112第144条第1項第4号</p> <p>施行要領第四の三の8の(2)の</p> <p>都条例112第144条第1項第5号</p> <p>都条例112第145条第1項</p> <p>施行要領第四の三の8の(3)の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防サービス計画書</li> <li>・ 介護予防介護予防短期入所生活介護計画書</li> <li>・ 介護予防介護予防短期入所生活介護計画書</li> <li>・ 説明・同意に関する書類</li> <li>・ 介護予防介護予防短期入所生活介護計画書を交付したことが分かる記録</li> <li>・ 介護予防サービス計画書、介護予防介護予防短期入所生活介護計画書、利用者に関する記録、サービス提供に関する記録</li> <li>・ 介護予防介護予防短期入所生活介護計画</li> <li>・ サービス提供の記録</li> <li>・ 介護予防介護予防短期入所生活介護計画</li> <li>・ サービス提供の記録</li> </ul>
--	---	---	--

	<p>う、適切な技術をもって最後サービスを提供し、又は必要な支援を行なっているか。なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施しているか。</p> <p>(2)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。</p> <p>(3)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。</p> <p>(4)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>(5)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(1)～(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。</p> <p>(6)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させて、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(7)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</p> <p>4 食事</p> <p>(1)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うよう努めるとともに、摂食、嚥下機能その他の利用者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容としているか。</p> <p>(2)指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。</p> <p>(3)調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。</p>	<p>都条例112第145条第2項</p> <p>都条例112第145条第3項</p> <p>都条例112第145条第4項 施行要領第四の三の8の(3)の</p> <p>都条例112第145条第5項</p> <p>都条例112第146条) 施行要領第四の三の8の(4)の</p> <p>施行要領第四の三の8の(4)の</p>	<p>・介護予防介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>・ サービス提供の記録</p> <p>・介護予防介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>・ サービス提供の記録</p> <p>・介護予防介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>・ サービス提供の記録</p> <p>・介護予防介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>・ サービス提供の記録</p> <p>・ サービス提供の記録、介護職員の勤務状況が分かる書類、従業員の勤務表</p> <p>・ サービス提供の記録、介護職員の勤務状況が分かる書類、従業員の勤務表</p> <p>・介護予防介護予防短期入所生活介護計画、機能訓練に関する計画、サービス提供の記録、業務日誌等</p> <p>・ サービス提供の記録</p> <p>・業務日誌等</p>
--	---	--	--

<p>第6 変更の届出等</p>	<p>(4) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降としているか。</p> <p>(5) 食事の提供に関する業務は指定介護予防短期入所生活介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されている場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託しているか。</p> <p>(6) 食事の提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事の的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分取られているか。</p> <p>(7) 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。また、食事の内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。</p> <p>5 機能訓練  指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。  また、機能訓練の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しているか。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮しているか。</p> <p>6 健康管理  指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっているか。</p> <p>7 相談及び援助  指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要</p>	<p>施行要領第四の三の8の(4)の</p> <p>施行要領第四の三の8の(4)の</p> <p>施行要領第四の三の8の(4)の</p> <p>施行要領第四の三の8の(4)の</p> <p>都条例112第147条</p> <p>施行要領第四の三の8の(5)</p> <p>都条例112第148条</p> <p>都条例112第149条  施行要領第四の三の8の(7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の心身の状況に関する記録</li> <li>・ サービス提供の記録</li> <li>・ 業務日誌等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供の記録</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供の記録</li> <li>・ 業務日誌等</li> </ul>
------------------	---	--	--

<p>第7 介護予防サービス 介護給付費の算定及び取 扱い</p>	<p>な助言その他の支援を行い、積極的に利用者の在宅生活の向上を図っているか。</p> <p>8 その他のサービスの提供</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。</p> <p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都知事に届け出ているか。</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成18年厚労省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成24年厚労省告示第94号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	<p>都条例112第150条 第1項</p> <p>都条例112第150条 第2項</p> <p>法第75条第1項</p> <p>法第75条第2項</p> <p>法第53条第2項 平18厚労告127の 一別表の8 平12老企39</p> <p>平18厚労告127の 二</p> <p>平18厚労告127の 三</p>	<p>・届出書類（控）、変更等に関する関係書類（定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等、事業所の平面図、運営規程、職員名簿）</p> <p>・介護予防介護予防短期入所生活介護計画書、介護給付管理表、介護給付費請求書、介護給付明細書、サービス提供票・別票、サービス提供証明書（「介護予防短期入所生活介護サービスコード表」参照）、加算体制届出（以下同じ）</p>
---	--	--	---



	<p>2 算定の区分等</p> <p>(1)平成24年厚労省告示第97号(厚生労働大臣が定める施設基準)の77(12のイを準用)に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準)の8のイを満たすものとして都知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成24年厚労省告示第97号(厚生労働大臣が定める施設基準)の78(13を準用)に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2)(1)について、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(3)利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号(厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法)に該当する場合は、厚生省告示第27号(厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法)の17により算定しているか。</p> <p>3 機能訓練指導員に係る加算</p> <p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>4 認知症行動・心理症状緊急対応加算</p> <p>医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生</p>	<p>平18厚労告127 別表の8のイ及び 口の注1</p> <p>平18厚労告127 別表の8の口の注2</p> <p>平18厚労告127 別表の8のイ及び 口の注1</p> <p>平18厚労告127 別表の8のイ及び 口の注3</p> <p>平18厚労告127</p>	
--	--	--	--

	<p>活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>5 若年性認知症利用者受入加算 別に厚生労働大臣が定める基準(平成24年厚労省告示第96号の77準用(12)に適合しているものとして都知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、4の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>6 送迎加算 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>7 単独型介護予防短期入所生活介護費( ) 次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入所生活介護費を支給する場合は、単独型介護予防短期入所生活介護費( )を算定しているか。 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(平成24年厚労省告示第97号の80、準用(16))に適合する従来型個室を利用する者 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</p> <p>8 連続して30日を超える日以降の介護予防短期入所生活介護費の算定 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活</p>	<p>別表の8のイ及び ロの注4</p> <p>平18厚労告127 別表の8のイ及び ロの注5</p> <p>平18厚労告127 別表の8のイ及び ロの注6</p> <p>平18厚労告127 別表の8のイ及び ロの注7</p> <p>平18厚労告127</p>	
--	---	--	--

	<p>介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所生活介護については、介護予防短期入所生活介護費を算定していないか。</p> <p>9 療養食加算 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食（平成24年厚労省告示第95号の76、準用(18)）を提供したときは、1日につき所定単位数（23単位）を加算しているか。</p> <p>イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。</p> <p>ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。</p> <p>ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚労省告示第96号の19）に適合する指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。</p> <p>ニ 療養食の献立表が作成されていること。</p> <p>10 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚労省告示第96号の89）に適合しているものとして都知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（ ） 12単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100の50以上であること。</p> <p>ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p>	<p>別表の8のイ及びロの注9</p> <p>平18厚労告127 別表の8の八の注</p> <p>平18厚労告127 別表の8の二の注</p>	
--	--	---	--

	<p>(2) サービス提供体制強化加算( ) 6単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算( ) 6単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定介護予防短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p> <p>11 介護職員処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準(平24厚労告96の90)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算( ) 2から10までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算( ) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算( ) (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員処遇改善加算( ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処</p>	<p>平18厚労告127 別表の8のホの注</p> <p>平 24 厚 労 告 96 の 90</p>	
--	---	---	--

	<p>遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>(4) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。</p> <p>次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、</p>		
--	--	--	--

	<p>当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。</p> <p>□ 介護職員処遇改善加算( )イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>八 介護職員処遇改善加算( )イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>12 定員超過利用に係る減算</p> <p>利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 老 計 発 0317001、老振発 0317001、老老発 031701 第2の8の (2)</p>	
--	---	--	--

この指導検査基準において、施行要領とは、平成25年3月29日付24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」を示す。